

取計上する・しないを決めるのですね。

部長 ちなみに、預金利息は15・315%の所得税と復興税が徴収されているから、入金額を84・685%で割り戻して受取利息の総額を計算し、入金額との差額を「法人税・住民税及び事業税」「仮払法人税等」「租税公課」などの勘定科目で経理するようにしよう。

E子 預金利息以外の受取利息については源泉徴収がないのですね。

部長 そうだね。利息の額そのものを受け取るようになってる。

E子 そうそう、利息で思い出したのですが、わが社は社長からお金を借りていますよね。

部長 そうだね。社長の厚意に甘えて借りっぱなしだ。

E子 社長からの借入金、利息をお支払いしないのでよいのでしょうか？

部長 前提として、社長としては会社が潰れてもらっては困るわけだ。

E子 わかります。

部長 だから、社長は会社に対して利息を免除してあげている。そう考えると会社側ではどのような仕訳になるだろうか。わかるかな？ 答えはこうだ。

(借) 支払利息 ×××
(貸) 債務免除益 ×××

E子 利息の支払い(費用)と債務免除益(収益)が同額だから、結局「仕訳なし」と同じことなのですね。

部長 もちろんきちんと社長に利息を支払ってもよいのだが、そうすると利息を受け取った社長は「雑所得」として確定申告をし、納税する必要がある。

E子 同族会社の社長にとっては会社も個人も似たようなものですから、利息分課税されるならば、利息をもらわないほうがよいかもしれませんね。

部長 まあ、そういうことだ。それには会社にお金を預けているようなものだから、会社に余裕ができれば返してもらえばよい。

E子 社長が会社からお金をもらうに

は、役員報酬や配当もありますが、借入の返済ならば無税ですね。

部長 そうだ。貸したものを返してもらうだけだからね。社長からの借入がある会社は、役員報酬の支払いの代わりに、あるいは役員報酬は低額に抑えておいて、借入の返済を受ける、というのも一つの考え方といえるね。

E子 社長に財力があることが前提ですが、金融機関から融資を受けると利息を支払わなければなりませんし、社長からの借入金っていいことだらけ！

部長 でも、落とし穴もある。社長が亡くなった場合には、会社に対する「貸付金」という財産になって、相続税の課税対象となってしまう。

E子 あらら、気をつけるところもあるのですね。

部長 会社を立ち上げる時に社長が苦勞して資金を会社に入れる話をよくあるが、会社から返済してもらえないところはそう多くはないのかな？